

議案第十号

杉並区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田

中

良

杉並区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

杉並区心身障害者福祉手当条例（昭和四十七年杉並区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 精神障害者であつて、精神の障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級のもの

第四条の表中

第二条に該当する心身障害者（身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める三級程度の障害を有する者及び東京都愛の手帳交付要綱別表第一に定める四度程度の障害を有する者を除く。）

一七、〇〇〇円

を

第二条に該当する心身障害者（身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める三級程度の障害を有する者、東京都愛の手帳交付要綱別表第一に定める四度程度の障害を有する者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に定める一級程

一七、〇〇〇円

に改め、

度の障害を有する者を除く。）

同表に次のように加える。

第二条に該当する心身障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に定める一級程度の障害を有する者

五、〇〇〇円

第五条に次の一項を加える。

3 第一項の認定を受けた者（第二条第一項第四号に規定する者に限る。）が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第四項の規定による認定を受けたときは、第一項の申請があつたものとみなす。

附 則

1 この条例は、平成二十三年五月一日（以下「施行日」という。）から施行し、同年四月一日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第二条第一項第四号に規定する者に係る心身障害者福祉手当の支給に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 平成二十三年四月一日前に新条例第二条第一項第四号に規定する者であつて施行日から同年七月三十一日までの間に受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）を行つたものについては同年四月一日に、同日から同年七月三十一日までの間に同号に規定す

る者となつた者であつて施行日から同月三十一日までの間に申請を行つたもの（同号に規定する者となつた日に申請を行つた者を除く。）については同号に規定する者となつた日に、それぞれ申請を行つたものとみなす。

（提案理由）

心身障害者福祉手当の対象となる障害の範囲を改める等の必要がある。

杉並区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例 旧 条 例

<p>区分</p>	<p>一月当たりの金額</p>	<p>区分</p>	<p>一月当たりの金額</p>
<p>(定義)                  第二条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号に掲げる者をいう。                  一 三 略                  四 精神障害者であつて、精神の障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級のもの                  2 略                  (手当の額)                  第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、次のとおりとする。</p>		<p>(定義)                  第二条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号に掲げる者をいう。                  一 三 略                  2 略                  (手当の額)                  第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、次のとおりとする。</p>	

<p>第二条に該当する心身障害者（身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める三級程度の障害を有する者、東京都愛の手帳交付要綱別表第一に定める四度程度の障害を有する者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に定める一級程度の障害を有する者を除く。）</p>	<p>一七、〇〇〇円</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第二条に該当する心身障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に定める一級程度の障害を有する者</p>	<p>五、〇〇〇円</p>

（受給資格の認定）

第五条 略

2 略

3 第一項の認定を受けた者（第二条第一項第四号に規定する者に限る。）が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和

<p>第二条に該当する心身障害者（身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める三級程度の障害を有する者及び東京都愛の手帳交付要綱別表第一に定める四度程度の障害を有する者を除く。）</p>	<p>一七、〇〇〇円</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

（受給資格の認定）

第五条 略

2 略

二十五年法律第百二十三号) 第四十五条第  
四項の規定による認定を受けたときは、第  
一項の申請があつたものとみなす。

---